

検討趣旨

平成 13 年度検討会の報告書において提言されている施策について、より有効な施策を絞り込み、一層の検討を進める。

検討の前提

環境報告書の普及を図る上では、単なる量的拡大だけでなく、比較可能性及び信頼性の確保による質の向上も、社会から期待されているのではないかと？

(一層の普及促進、比較可能性確保、信頼性確保の同時達成)

現状強化型施策は、今後、環境省で一層の取り組みを推進していく。

中小事業者向け施策としては、簡易な取組である環境活動評価プログラムの全面的な改訂を別に検討していく。

検討の背景

環境報告書は、事業者の自主的取組により、発展してきている。記載内容についてのガイドラインはあるが、作成基準は存在しない。

規制改革推進 3 か年計画(改定)でも信頼性の確保を図るため「第三者機関による監査制度」も含めた検討を指摘されている。

監査制度としては、欧州の EMAS (環境管理監査スキーム) 制度が、一定の成果を上げている。

エコファンド等が拡大しており、環境報告書は環境配慮企業を抽出する材料となる。

論点の整理

仮に開示の義務化を目指すにしても、まずは自主的取組による一層の普及を図ることが、前提ではないかと？

環境報告書の形式は様々であるが、外部の利用者に理解されにくいいため適正な評価を得られず、結果的に普及の妨げとなっているのではないかと？

自主的な取組であっても一定の基準に準拠した認定や保証を付与することが、社会から適正な評価を得るための枠組みとして、有効ではないかと？

適正な評価を得るための枠組みが確立すれば、環境報告書への取組の一層の拡大にもつながるのではないかと？



以上を勘案すれば、自主的な取組によることを前提とし、第三者レビューによる認定制度の方策について、さらに検討を深めることが適当ではないかと？

〔今後のスケジュール（案）〕

時 期	検 討 テ ー マ
本 日	(第1回) 検討会の趣旨 過年度調査報告の説明 検討の進め方
9月30日	(第2回) 認定制度の基本的な考え方、構造 第三者レビューの在り方
10月頃	(第3回) 認定制度の制度設計に当たっての課題
11月頃	(第4回) その他の検討課題
1月頃	(第5回) 報告書の取りまとめ
2月頃	(予備回) 報告書案